

令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業 感染症対策事業費補助金 ビジネスモデル転換事業 ＜公募要領＞【概要版】

【対象事業】 ビジネスモデル転換事業

【対象者】 中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人

※「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けている事業者は申請できません。

※令和3年5月24日に補助対象者の要件を変更しました。
詳細はP2をご確認ください

【事業実施期間】 交付決定日 ～ 令和4年2月28日（月）

【公募期間】 令和3年5月19日（水）～6月18日（金）

【送付先】 〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地

産業貿易センタービル内

神奈川県感染症対策補助金班

＜郵送のみ／当日消印有効＞

※消印が押印される方法でご郵送ください。（持ち込み、宅配便による申請は受け付けません）

【問合せ先】 神奈川県感染症対策補助金班

受付時間：平日 9：00～12：00／13：00～17：00

電話番号：070-1187-0338

070-1187-0348

070-1187-0435

神奈川県庁外部のため、問合せ先は携帯番号となっています。

【ホームページ】 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r3_kansensyotaisakuhojyo-tenkan.html

※各様式は、ホームページからダウンロードして下さい。

令和3年 神奈川 ビジネスモデル 補助金

検索

「ビジネスモデル転換事業」の申請手続き等についてまとめた公募要領「概要版」です。
※補助制度の詳細や補助事業の実施、実績報告等については、公募要領「詳細版」をお読みください。

【申請の前に必ずお読みください】



「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けている事業者は申請できません。

<令和3年5月24日に補助対象者の要件を変更いたしました>

変更前は、令和2年度に実施した「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」又は「神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」で補助金の交付（支払い）を受けている事業者は、申請できないとしていましたが、令和2年度の「神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で交付（支払い）を受けていなければ、他の区分で交付（支払い）を受けていても、令和3年度の「ビジネスモデル転換事業」に申請できることとしました。

○補助金の交付対象となる事業は、交付決定日以降に着手（発注・契約・登録・申込等）した事業となります。交付決定日より前に着手した事業は補助金の交付対象となりません。

3
ページ
事業実施期間をご確認ください

○補助対象事業は「ビジネスモデル転換事業」です。

補助対象経費については、「①機械装置等費」又は「②施設工事費」を必須とするほか、「③ITサービス導入費」と「④広告宣伝費」の補助対象経費の上限額 30 万円など条件があるので、P 5～10 をご確認ください。

5
ページ
補助対象経費をご確認ください

補助金の不正受給は犯罪です！

補助金の交付対象の経費について、キャッシュバックを受けることにより自己負担をゼロにすることは、補助金の水増し請求となり不正受給です。

軽い気持ちで不正をすると、重大な犯罪になる可能性がありますので、決して甘い誘いには乗らず、くれぐれも適正な申請をお願いします。

不正受給が判明した場合は、ホームページ等で事業者名等を公表する場合があります。

I 補助事業について

1 事業の目的

コロナ禍における県内経済活動の継続と成長を目的として、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者等が、既存事業から新事業（新商品や新サービス、新たな生産方式）へとビジネスモデルの転換に取り組む費用の一部を補助します。

2 補助制度の概要

事業区分	補助事業の内容	取組事例	補助率	補助上限額
ビジネスモデル 転換事業	・新たな商品の開発又は生産、 新サービスの開発又は提供、 商品の新たな生産方式 又は販売方式を導入する事 業	・自動車部品製造業 を行っていたが、 福祉介護用品製造 に参入するための 製造設備の導入 など	補助対象 経費の 3/4以内	3,000万円 ※補助対象経 費（税抜） 200万円以上 が対象。



注意事項

- 同一事業者が複数の申請をすることはできません（複数の屋号を使用している個人事業主も申請は1件となります）。
- 「感染症拡大防止事業・非対面ビジネスモデル構築事業」と重複して申請することはできません。
- 「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けている事業者は申請できません。
※令和3年5月24日に補助対象者の要件を変更しました。詳細はP2をご確認ください。
- 同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受けることはできません。

3 補助対象者

「感染防止対策取組書」を店舗・施設の店頭等に掲示し、補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施する次の事業者

(1) 中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者

※創業まもない中小企業者は、申請日時点までに開業届を税務署等に提出し、かつ、事業実態（売上、仕入等が発生していること）がある者が対象となります。

※次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、対象外とします。

- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (2) 特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人である者
※法人税法上の収益事業を行っており、かつ従業員 300 人以下に限ります。

⇒詳しくは、公募要領「詳細版」P 6～7を参照してください

4 公募期間

令和3年5月19日(水)～6月18日(金) 郵送のみ<当日消印有効>

(消印が押印される方法でご郵送ください。持ち込み、宅配便(ゆうパックを含む)による申請は受け付けません。)

※6月18日(消印有効)までに郵送された申請は全て受け付け、審査を行います(先着順ではありません)。

※料金後納郵便・別納郵便は消印が押印されませんので、到達日を消印日として扱います。

5 事業実施期間

交付決定日から令和4年2月28日(月)まで

交付決定日から令和4年2月28日(月)までに実施した事業が対象です。(交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日(令和4年2月28日(月))までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和4年3月1日(火)以降に「納品・工事完了等」及び「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分注意してください。

6 審査

- (1) 受け付けた交付申請については、審査を行います(審査の観点については、次ページを参照してください)。
- (2) 審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。
- (3) 県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業(交付決定を受けた事業)に着手(発注・契約・登録・申込等)し、事業の完了後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い(振込み)ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

区分	内容
①要件審査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業者に該当するか (NPO法人、社団法人、財団法人の場合、法人税法上の収益事業を行っており、従業員が300人以下であるか) ○ 感染防止対策取組書を掲示しているか ○ 申請書類に不備・不足がないか ○ 県内で事業を実施しているか ○ 必要な行政上の許可等を受けているか、又は受ける見込みか ○ 事業計画が補助事業の目的に合致しているか ○ 公募要領に沿った事業となっているか ○ 補助事業に必要な経費と認められるか ○ 補助対象外経費が含まれていないか ○ 市場価格と比較して、経費の金額が妥当であるか ○ 公序良俗に反する事業でないか ○ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業ではないか ○ 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に該当しないか
②事業有効性審査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業環境に影響が生じているか ○ 新規事業実現可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社の現状と今後のプランが明確で、関連性があるか ・ 必要な経費が計上されているか、また内容が妥当か ・ 収支予算の内容が妥当か ○ 新期事業の収益性、成長性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上高や利益率の向上が見込まれるものになっているか ・ 自社の既存事業との相違性 ・ 他社との競争優位性

7 補助対象経費

費目	必須 (最低1つ必要)	任意	補助対象経費の 上限額※
①機械装置等費	◎		なし
②施設工事費	◎		なし
③ITサービス導入費		○	30万円
④広告宣伝費		○	30万円

※上限額は、「補助金交付申請額」ではなく、「補助対象経費（税抜）」の上限額です。

*補助対象経費（税抜）は合計200万円以上の投資を行わなければ対象となりません。

*消耗品は対象経費となりません。

(1) 補助対象となる経費の要件

- ア 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ 事業実施期間（交付決定日～令和4年2月28日（月））の期間中に事業を実施し（交付決定日以降に着手する必要があります）、かつ期間中に支払いが完了した経費
- ウ 経費支出の証拠書類によって支払金額が確認できる経費
- エ 申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること

(2) 対象経費

各対象経費の説明において、【対象とならない経費 例】でお示しするもののほか、対象とならない経費があります。公募要領「詳細版」P17～18 **8 補助対象外経費について**を必ずお読みください。

また、対象外の経費については、費目に関わらず対象となりません。

①機械装置等費

補助事業の遂行に必要な機械装置等の購入・借用に要する経費

- ・補助事業を実施するために必要な機械装置等の購入、借用に要する経費が補助対象となります。（ただし、補助事業を実施するために必要な機械装置等でも乗用車など汎用性の高い機械装置等は対象外です。）
- ・なお、ビジネスモデル転換とは直接関係のない通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入や修理は補助対象となりません。
- ・50万円（税抜）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

【対象となる経費 例】

- NC 工作機械、マシニングセンタ
- 大型転写機
- 業務用冷凍庫・冷蔵庫
- 真空包装機
- キッチンカー：調理機能を有しており、調理設備が容易に分離できないものであり、かつ、外形上その目的以外に利用できない自動車
- 宅配バイク・宅配自転車：配送用設備が容易に分離できないものであり、かつ、外見上その目的以外に利用できないバイク、自転車
- フォークリフト等の専ら補助事業専用使用する特殊自動車
- 補助対象となる機械装置等に係るリース・レンタル料

事 例	対象・対象外	
	車両本体	改造代
※キッチンカーを宅配バイク、宅配自転車に読み替える		
キッチンカーを一括で新車 or 中古で購入	○	
キッチンカーをリース	○（補助対象期間のみ）	
キッチンカー製造業者へ一括外注（事業者が車種、改造内容を指定する）	○	○
車両を自前で購入、改造だけ外注	×	○
車両を自前で購入、改造も自前	×	設備のみ
すでに所有している車両の改造を外注	×	○

【対象とならない経費 例】

- 不動産（店舗の賃料を含む）
- 汎用的に使用可能な自動車（トラック等も含む）・船舶・航空機
- 単なる取替え更新であって新たな販路開拓や業務改善等につながらない機械装置等
- （ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品とする場合でも不可）
- 機械装置等の修理費用
- 楽器、娯楽・遊戯機器と認められるもの
- 椅子、机、棚など家具と認められるもの、じゅうたん等の床用敷物、室内装飾品
- 植物、動物、魚類、鳥類
- 事務用プリンター、複合機、インク、トナー、ユニット
- 電話機、スマートフォン
- 補助事業に直接的に必要なと認められない感染症拡大防止対策の費用

②施設工事費

補助事業の遂行に必要な工事に要する経費

- ・補助事業を実施するために必要な工事を外注で行う場合のみが補助対象となります。
- ・50万円（税抜）以上の外注工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

【対象となる経費 例】

- 大型機械導入に係る動線変更工事
- テイクアウト専門店への業態変更に係る商品受渡窓口の設置工事
- 業態変更に伴う店舗改装工事

【対象とならない経費 例】

- 壁クロス張替え、天井、床等の単なる改装と見受けられる工事
- 人件費（役務費）に該当するとみなされる契約により行われた工事
※以下に該当する場合は、給与に該当する契約とみなされます
 - ・労働時間を単位として報酬を決めている
 - ・材料や道具を補助事業者自身が購入している
 - ・工事が完了しなくても報酬が支払われる
- 補助事業に直接的に必要と認められない工事（単なる店舗移転を目的とした旧店舗・新店舗の解体・建設工事、住宅兼店舗の改装工事における住宅部分、既存の事業部門の廃止にともなう設備の解体工事、感染症拡大防止対策など）
- 「不動産の取得」に該当する工事 ※
※「建物の増築・増床」や「小規模な建物（物置等）の設置」の場合、以下の3つの要件を全て満たすものは、補助対象外である「不動産の取得」に該当すると解されます。（固定資産税の課税客体である「家屋」の認定基準の考え方を準用）
 - (1) 外気分断性：屋根及び周壁又はこれに類するもの（三方向以上壁で囲われている等）を有し、独立して風雨をしのぐことができること
⇒支柱と屋根材のみで作られた飲食店の戸外テラス席や、駐輪場・カーポート等、周壁のないものは「外気分断性」は認められず、「不動産の取得」には該当しません。
 - (2) 土地への定着性：基礎等で物理的に土地に固着していること
 - (3) 用途性：建造物が家屋本来の目的（居住・作業・貯蔵等）を有し、その目的とする用途に供しうる一定の利用空間が形成されていること
* 不動産に該当するか不明の場合は、設置する自治体の所管部署にご確認ください。

③ I Tサービス導入費（補助対象経費上限額：30万円）

補助事業の遂行に必要な I Tサービスやシステムの導入・開発に要する経費

- ・専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・クラウドサービスの購入・構築や、借用に要する経費が補助対象となります。
- ・契約期間が補助事業期間を超える場合は、補助事業の実施期間分のみ（月単価）が補助対象となります。

【対象となる経費 例】

- 会計管理ソフト
- 顧客管理ソフト
- 在庫管理システム
- CADソフト
- RPA導入費
- オーダーエントリーシステム
- WEB予約システム利用料
- キャッシュレス決済システム利用料
- セルフ（無人）レジシステム利用料
- WEB会議システムサービス
- テレワークシステム
- I Tサービスの利用に必要な容量に限ったサーバー利用料

【対象とならない経費 例】

- マイクロソフト office（365 含む）等の一般事務用ソフトウェア
- OS更新料、既に導入しているソフトウェアの更新料
- セキュリティ対策ソフトウェア
- インターネット回線費用・工事費

④ 広告宣伝費（補助対象経費上限額：30万円）

補助事業の遂行に必要な広報宣伝やデリバリーサービスの利用に要する経費

- ・補助事業の実施期間中の広報活動に要する経費のみが補助対象となります（補助事業の実施期間中に経費支出をしても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される）のが補助事業期間後となる場合には補助対象となりません）。
- ・単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。

【対象となる経費 例】

- ウェブサイト作成（ECサイト含む）や更新
- ウェブサイト作成に必要な容量に限るサーバー利用料
- チラシ・DM・カタログ・ポスターの作成や発送
- 新聞・雑誌・インターネットによる広告
- 看板作成・設置
- 展示会出展費（オンラインによるものに限る）
- デリバリーサービスに係る初期登録料・月額利用料・配送料

【対象とならない経費 例】

- 求人広告
- フランチャイズ加盟料・利用料・導入料、フランチャイズ本部が作成する広告物の購入
- 試供品、販促品
- 名刺
- ウェブサイトの作成や更新を伴わないSEO対策
- 補助事業の広告宣伝を目的としない単なる広報費

8 補助対象外経費について

7（2）の①から④において、【補助対象とならない経費 例】に記載しているもののほか、次に該当する経費も補助対象となりません（ほかにも対象とならない経費があります。公募要領「詳細版」P17～18を参照してください）。

- ア) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品、サービス等の生産・調達に係る経費
- イ) オークション市場による購入（インターネットオークションを含む）
- ウ) フリマアプリ等匿名による取引による購入
- エ) 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- オ) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- カ) 消耗品 ※詳細は次ページ参照
- キ) 不動産の購入・取得費、車検費用、修理費
- ク) 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- ケ) 公租公課（消費税やナンバー取得費、車庫証明書取得費用等）
- コ) 各種保証・保険料・保守料（メンテナンス料）、管理料

- サ) 商品券・金券・切手・はがきの購入費、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- シ) 役員報酬、人件費、役務費
- ス) 旅費
- セ) 宅配便等の配送料

消耗品(補助対象外経費)

補助対象外である消耗品とは、①短期間の使用によってその性質若しくは形状を変じ、又はその全部若しくは一部を消耗する物品又は②税抜単価1万円未満の物品に該当する経費です

①下記に該当するもの(あくまでも一例です)

マスク、フェイスシールド、マウスシールド、アルコール等の消毒液、次亜塩素酸水、おしぼり、歯ブラシ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、石鹸、洗剤、ハンドソープ、シャンプー、歯磨き粉、うがい薬、ハンカチ、タオル、衣類、靴、スリッパ、手袋、ハンガー、ゴミ箱、ペン類・消しゴム・のり・ボンド・接着剤・クリップ・インクカートリッジ・トナー・用紙・メモ帳・伝票類・はさみ・カッター・筆箱・朱肉・定規・コンパス・ホッチキス・修正液・修正テープ・テープ類・付箋・輪ゴム・クリアファイル・フラットファイル・封筒等の文具類、ビニール袋、レジ袋、ゴミ袋、OPP・CPP袋、段ボール、CD・DVD・Blu-rayディスク、USBメモリ・SDカード、電池、ネジ・ドライバー・ボルト・ナット等の工具類、弁当箱、水筒、メガネ、時計、バッグ・カバン類、スマホケース・タブレットケース等のケース類、つっぱり棒、傘、電卓、箸・スプーン・フォーク・ナイフ・皿・コップ等の食器類、容器類、ボトル類、包丁・お玉・まな板・鍋等の調理器具、蓋、つまようじ、非接触ではない体温計、以上のものと同等のものみなされる物品

②税抜単価1万円未満の物品(ただし7 補助対象経費で対象とされている経費は除く)

II 申請手続きについて

1 提出していただく申請書類等 ※各1部（A4片面印刷で統一）

以下に記載の①～⑩の書類を、県へ提出してください。提出方法は、郵送のみとなります。

<チェックリスト>※県ホームページ（表紙に記載のURL参照）からダウンロードできます

①提出書類チェックリスト【原本】

<申請書類>※県ホームページ（表紙に記載のURL参照）からダウンロードできます

②様式1 令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金交付申請書【原本】

③様式1-2 役員等氏名一覧表【原本】

④様式1-5 補助事業計画書（ビジネスモデル転換事業）【原本】

⑤様式1-6 経費予算書（ビジネスモデル転換事業）【原本】

<添付書類>

⑥申請する経費の「見積書」【写し】

- ・申請する経費の具体的な内容や単価、数量を確認することができる「見積書」を提出してください（「1式」「1組」と記載された見積書は不可。内訳の分かるものとしてください）。
- ・物品購入の場合は、具体的な内容や単価が確認できる、パンフレットやカタログ、ウェブサイトの画面を出力したものでも構いません。（複数購入する場合は、手書きで数量と総額を記載してください（例：@10,000円（税抜）×5台=50,000円））。
- ・「施設工事費」の場合で、図面があるものは、見積書と併せて図面も提出してください（室内のレイアウトを変更する場合で図面がない場合は、補助事業計画書（様式1-5の「新事業活動の概要」欄に、施工前と施工後の概略図（手書きのポンチ絵でも可））に記載してください。別紙とすることも可。）。

⑦工事前の現況写真、ウェブサイトの画面をURLが分かるように出力したもの【原本】

※申請している経費が工事又はウェブサイト改修の場合のみ提出が必要

⑧決算書等（直近1期分）

法人の場合（ア、イ両方）
ア）貸借対照表及び損益計算書等【写し】
イ）履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請書の提出日から3か月以内の日付のもの）【原本】
※創業後最初の決算期を迎えていない場合は「イ」のみ
※税務署の受付印がある確定申告書別表一の提出も追加で求めることがあります。

個人事業主の場合（ア又はイ）
ア）白色申告者：収支内訳書（1・2面）【写し】
イ）青色申告者：所得税青色申告決算書（1～4面）【写し】
※創業後最初の決算期を迎えていない場合は開業届【写し】のみ
※税務署の受付印がある確定申告書第一表及び第二表の提出も追加で求めることがあります。

⑨営業許可証等【写し】

行政上の許可等が必要な業種のみ

※これから許可を受ける場合は、実績報告時に提出してください。

⑩感染防止対策取組書を店頭等に掲示している様子を撮影した写真【原本】

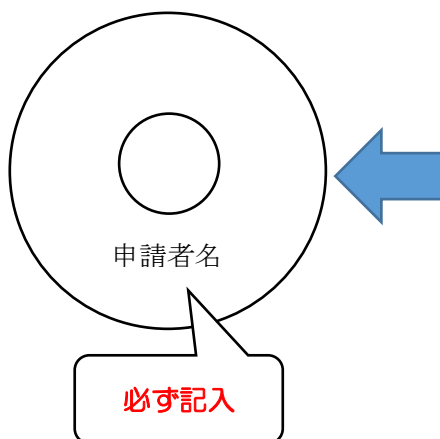
※取組書の内容と掲示してある場所が確認できるように撮影してください

<CD-R>

⑪次の様式を保存したCD-R

- ・様式1-2 役員等氏名一覧表
- ・様式1-5 補助事業計画書（ビジネスモデル転換事業）
- ・様式1-6 経費予算書（ビジネスモデル転換事業）

【CD-Rへのデータの収録方法】※必ず下記で指定している方法で格納してください。



・電子データは様式ごとにファイルに分けて、以下のようにファイル名に申請者名を入れて保存してください。

様式1-2 役員等氏名一覧表 ((株) ○○)

様式1-5 補助事業計画書 ((株) ○○)

様式1-6 経費予算書 ((株) ○○)

※データはワード、エクセルファイルで提出してください
(PDFは不可)。

※格納するファイルにパスワードを設定しないでください。

※審査の過程で電子データを使用しますので、速やかな交付決定のためにも提出のご協力をお願いします。

※パソコンが無いなどの理由により、CD-Rが作成できない場合、提出は不要です。

2 申請にあたっての注意点

申請書類の作成について

- 用紙のサイズは、A4版で統一し、すべて片面印刷にしてください。
- **1 提出していただく申請書類等**の①～⑪の書類は、番号順に綴ってください。
- 鉛筆や消えるペンで記入しないでください。
- 書類には、左側にパンチで穴を空け、綴ってください。
- 一度提出したあとの申請内容の変更（経費を新しく追加する等）は認められません。
- 提出された書類は返却できません。写しの提出を求められている書類について、原本を提出していないか、提出前にもう一度よくご確認ください。

※審査を速やかに実施するため、ご協力をお願いします。

3 申請書類等の記載例

(様式1)

令和3年度神奈川県中小企業・小規模事業者支援対策事業費補助金交付申請書

令和3年〇月〇日

所在地欄に記載された場所に交付決定通知等を郵送します。

法人：本社又は事業を実施する事業所の所在地

個人：自宅住所又は事業を実施する事業所の所在地を記載

個人事業主の場合、名称欄は屋号がある場合は屋号を記載。代表者職氏名欄は、氏名のみ記載。

所在地 〒231-xxxx

神奈川県横浜市中区日本大通1

名称 株式会社〇〇

代表者 職・氏名 代表取締役 神奈川 太郎 印

令和3年度神奈川県中小規模事業者支援対策事業について、補助金の交付

法人の場合、名称及び代表者欄は履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書と一致させてください（代表取締役「社長」とはしない）。

法人：代表者印（登記印）を押印（角印等の法人印ではありません）

個人：実印を押印（シャチハタ等のスタンプ印は不可）

2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
交付決定日 から 令和4年2月28日まで

3 交付申請額
金 24,060,000 円

4 交付申請額算出方法
別添のとおり

千円未満切り捨て

5 補助事業の経費配分及び経費の使用
別添のとおり

6 添付書類

(1) 役員等氏名一覧表、補助事業計画書、経費予算書

(2) 申請する経費の「見積書」

(3) 法人：貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

個人：直近の確定申告書又は開業届（決算期を迎えていない場合）

(4) 営業許可証等の写し（行政上の許可等が必要な業種を行っている場合のみ）

(5) 店舗・施設の店頭等に感染防止対策取組書を掲示したことを証する写真

(6) その他知事が必要と認める書類

(様式 1・2)

役員等氏名一覧表

法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書と一致させてください（代表取締役「社長」とはしない）。

令和 3年 〇月 〇日現在

役職名	氏名	氏名カナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
代表 取締役	神奈川 太郎	カナガワ タロウ	昭和39年1月1日	男	神奈川県〇〇市〇〇 町〇-〇-〇
取締役	神奈川 花子	カナガワ ハナコ	昭和40年1月1日	女	神奈川県〇〇市〇〇 町〇-〇-〇
取締役	神奈川 二郎	カナガワ ジロウ	平成3年1月1日	男	神奈川県〇〇市〇〇 町〇-〇-〇

法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書と一致させてください（建物名も省略せず一致させてください）。

個人事業主の場合は本人のみ記載。
法人の場合は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書に記載のある役員をすべて記載（監査役も含む。ただし抹消された役員は不要）。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

名称 **株式会社〇〇**
代表者 職・氏名 **代表取締役 神奈川 太郎**

(様式 1-5)
 <申請者の概要>

補助事業計画書 (ビジネスモデル転換事業)

(フリガナ) 名称 (商号又は屋号)		カブシキガイシャ〇〇 株式会社〇〇											
法人番号 (13桁) (個人事業主は記載不要)		〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇											
本社所在地		(〒231-XXXX) 神奈川県 横浜市 中区 日本大通1											
事業を実施する事業所 (県内の事業所)		(〒 -) 同上											
自社ホームページの URL (無い場合は「なし」と記 載)		<input checked="" type="checkbox"/> http://pref.kanagawa.jp										<input type="checkbox"/> 無	
企業概要		主要製品 サービス		自動車の外装部分 (ライト部分) のプラスチック成型加工 を実施									
		主な顧客		大手自動車メーカー									
主たる業種 【次のいずれかに☑を 付してください。】		業 種		資本金の額又は 出資の総額				常時使用する 従業員の数					
		☑ ① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種 (②~⑫を除く)		3 億円以下				300 人以下					
		□ ② NPO法人、一般社団・財団法 人、公益社団・財団法人		—				300 人以下					
		□ ③ 卸売業 (⑩~⑫を除く)		1 億円以下				100 人以下					
		□ ④ サービス業 (⑤、⑥、⑩~⑫を 除く)		5,000 万円以下				100 人以下					
		□ ⑤ 探偵業、観相業、相場案内業 (け いせん屋) 場外馬券場、場外車 券売場、芸ぎ業、											
		□ ⑥ 遊技場 (マージャン、パチンコ、 など)											
		□ ⑦ 小売業 (⑧、⑨を除く)		5,000 万円以下				50 人以下					
		□ ⑧ 一般飲食店											
		□ ⑨ 遊行飲食店 (バー、キャバレー、 ナイトクラブ、待合など接待飲 食業など)		3 億円以下				900 人以下					
		□ ⑩ ゴム製品製造業											
		□ ⑪ ソフトウェア業、情報処理サー ビス業		3 億円以下				300 人以下					
		□ ⑫ 旅館業										5,000 万円以下	
常時使用する従業員数		50 人		* 常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入 してください。 ※公募要領「詳細版」P6「常時使用する従業員数」参照 (個人事業主は記載不要)									
資本金額		10,000 千円		(個人事業主は記載不要)									
連絡担 当者	(フリガナ) 氏名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎				役職				代表取締役			
	住所	(〒 -) 同上											
	電話番号 (携帯電話番号)	045-xxxx-xxxx x (090-xxxx-x xxx)				FAX 番号				045-xxxx-xxxx			
	E-mail アドレス	〇〇〇〇.■■■@pref.kanagawa.jp											

< 当社の現状と補助事業の内容 >

○ 新型コロナウイルス感染症の影響（該当するもの全てに☑を付けてください。）

- 売上が減少した
- 仕入価格が上昇した
- アクリル板や換気設備導入などの感染症対策のための経費がかかる
- 従業員の健康管理のための経費がかかる
- その他、事業に影響が出た（ **従業員の交代勤務** ）

○ 補助事業の具体的な内容

【当社の概況、申請経緯】（最大 300 字程度）

当社は昭和 60 年に設立した企業であり、〇〇技術を得意として〇〇部品、××備品等の設計から製造までを手掛けてきた。特に、△△技術は、品質、耐久性等の面で、
こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響により、
従業員交代勤務を実施した結果、生産ラインを想定よりも少ない人員で生産体制を構築しなければならず、時間外等によりその穴埋めを実施している。

さらに、部材の完成には外部の協力会社による紫外線防止の塗装工程が不可欠であったが、今般の状況により納期遅れが生じている。

【新事業活動の概要】（最大 4 ページまで）※詳しくは下記参照

当社は今回以下の 2 つの事業を実施する。

①A工程からB工程は生産ラインが離れており、従来は人の手により部材を運んでいたためボトルネックが生じていた。今回、生産ラインと動線を改善、さらにロボットアームを導入することにより作業効率を改善する。同工程に係る人員が2人工から1人工へ減少させることができる。そのため、従来外注していた塗装工程を同人員に担わせることで、外注費の削減と納期コントロールを実現する。

②今後の医療機器の需要増加を見込み、より高付加価値の医療機器部品の製造へ着手する。医療機器の部品調達は今後国内に回帰することを見込み、また、それに伴う広報活動を行う。

補助金の交付決定を受けて（経費予算書（様式 1-6）に記載の経費を支出することにより）新たに取り組む事業の内容を具体的に記載くださ

※新事業活動の概要

【新製品・新商品の場合】

必要に応じて、構造や技術・メカニズム等の技術説明書、設計図、特許資料、写真、試験データなどを添付してください。

また、レイアウト変更等を伴う場合には、生産方式の概要、工程図（又は工程表）、生産ライン（工場）等のレイアウト図、スキーム図などを添付ください。

【新サービスの場合】

新サービスの概要（誰が誰に何をどうやって提供するの）、特徴、提供方法、開発体制や開発手順、提供体制、販売体制など。必要に応じて、事業の仕組みがわかるスキーム図を記載又は添付してください。多種多様なケースが考えられますが、事業内容をわかりやすく記載するとともに、自社で創意工夫した点をできるだけ明確にしてください。

【自社既存事業との相違点】

※当てはまる相違点に☑を付けて内容を簡潔に記載してください。

	既存事業	新規事業
項目		
<input type="checkbox"/> 業種	・ ・	・ ・
<input checked="" type="checkbox"/> 製品・サービス	・ 〇〇部品 ・ ××備品	・ 医療機器部品 ・
<input checked="" type="checkbox"/> 対象 (マーケット、顧客)	・ 自動車メーカー ・	・ 医療機器メーカー ・
<input checked="" type="checkbox"/> 生産方法、販売方法など	・ 人力で部材を動かす ・ 塗装工程を外注	・ 生産ラインにロボットアームを導入 ・ 塗装設備を導入し、内製化
<input type="checkbox"/> その他	・ ・	

既存事業（製品、サービス、生産方式、販売方式など）との相違点について、項目欄に☑を付けて、内容を簡潔に記載ください。

【他社類似事業との比較・優位性、売上見込みなど】（最大 300 字程度）

今回の事業を実施することにより、人員の多能工化することができ、生産調整局面においても社内の人員を有効的に配置させることができる。

また、類似製品を製造する会社よりも納期が短縮できる。新型コロナウイルス感染症の影響により事業縮小局面においても、積極的に投資することで沈静期の需要にも応えることを想定している。

他社類似事業との相違点及び優位性を記載するとともに、売上等の実現性の根拠（引合い状況や販売体制など）を記載してください。

【実施スケジュール】

番号	実施項目	実施時期
1	工場動線及びレイアウト作成	令和3年8月
2	ロボットアーム導入	令和3年10月
3	試験・運用テスト	令和3年11月
4	生産体制の構築	令和3年12月
5	○×△装置等の導入	令和4年1月
6	新部品のチラシ作成	令和4年2月

項目が多い場合は欄を増やして記載いただいても構いませんが、
 必須経費である「機械装置等の導入」又は「施設工事の完了」
 の時期を必ず記載ください。

(様式 1-6) 経費予算書 (ビジネスモデル転換事業)

1 予想売上推移

	R3年3月期 (直近売上高)	R4年3月期 (1年目)	R6年3月期 (3年目)	R8年3月期 (5年目)
売上高	120,000,000	108,000,000	119,070,000	131,275,000
売上原価	48,000,000	43,200,000	47,628,000	52,510,000
販売管理費	60,000,000	54,000,000	59,535,000	65,638,000
営業利益 (所得金額)	12,000,000	10,800,000	11,907,000	13,127,000

2 補助対象経費

費目	経費名	金額 (税抜)	備考
①機械装置等費	ロボットアーム	20,050,000	1台
①機械装置等費	塗装設備	12,000,500	2基
①機械装置等費	○×測定機	10,000	1台
④広告宣伝費	チラシデザイン費用	20,000	1枚
(1) 補助対象経費 (合計)		32,080,500	
(2) 補助対象経費 (合計) × 3/4 ※円未満切捨て		24,060,375	
(3) 補助金交付申請額 ※(2)の千円未満切捨て		24,060,000	

- ・税抜金額で記載
- ・金額の根拠となる見積書等の書類を提出してください。
- ・原則として品目ごとに記載してください。(1つの見積書ごとに1行を目安として記載(見積書の内訳は転記不要))

購入する台数を記入

資金の調達先を記載してください。

- ・自己資金
- ・金融機関からの借入

3 資金調達の方法

区分	金額 (税抜)	備考
中小企業・小規模事業者感染症事業費補助金	24,060,000	
自己資金	3,020,500	
●●銀行からの借入	5,000,000	
合計	32,080,500	